

第5期 十日町市地球温暖化対策実行計画

～ 事務事業編（令和8年度～令和12年度）～

十日町市

目次

第1章 計画の基本的事項	3
1) 計画策定の背景・趣旨	3
2) 本計画の位置づけ	4
3) 計画期間	5
4) 基準年度	5
5) 対象とする温室効果ガス	6
6) 対象とする事務事業、組織及び施設の範囲	6
第2章 基準年度「平成25（2013）年度」における温室効果ガスの排出状況	7
1) 温室効果ガスの年間排出量	7
2) 温室効果ガスの種類別の年間排出量	7
第3章 前計画における取組結果	8
1) 目標達成状況	8
2) 温室効果ガス排出量の分析	9
第4章 本計画の削減目標	12
1) 温室効果ガス排出量の削減目標	12
2) 区分別温室効果ガス排出量の削減目標	13
第5章 目標達成に向けた取組	14
1) 具体的な取組	14
2) 職員の取組	13
第6章 計画の推進	16
1) 計画の推進体制	16
2) 計画の進行管理	17
資料編	18
1) 関連法規・マニュアル	18
2) 第1・2・3・4期計画概要	18
3) 十日町市事務事業環境配慮指針	20
4) 十日町市グリーン調達方針	23

第1章 計画の基本的事項

1) 計画策定の背景・趣旨

①気候変動の影響

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されています。2021年8月には、IPCC*第6次評価報告書第1作業部会報告書が公表され、同報告書では、人間の影響が大気、海洋及び陸域を温暖化させてきたことには疑う余地がないこと、大気、海洋、雪氷圏及び生物圏において、広範囲かつ急速な変化が現れていること、気候システムの多くの変化（極端な高温や大雨の頻度と強度の増加、強い熱帯低気圧の割合の増加等）は、地球温暖化の進行に直接関係して拡大することが示されました。個々の気象現象と地球温暖化との関係を明確にすることは容易ではありませんが、今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や豪雨のリスクは更に高まることが予測されています。

②地球温暖化対策を巡る国際的な動向

2015年11月から12月にかけて、フランス・パリにおいて、COP21が開催され、京都議定書以来18年ぶりの新たな法的拘束力のある国際的な合意文書となるパリ協定が採択されました。合意に至ったパリ協定は、国際条約として初めて「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げるなど、国際枠組みとして画期的なものと言えます。

2018年に公表されたIPCC「1.5℃特別報告書」によると、世界全体の平均気温の上昇を、2℃を十分下回り、1.5℃の水準に抑えるためには、CO2排出量2050年頃に正味ゼロとすることが必要とされています。この報告書を受け、世界各国で、2050年までのカーボンニュートラルを目標として掲げる動きが広がりました。

③地球温暖化対策を巡る国内の動向

2020年10月、我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち、2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことを宣言しました。

2025年2月には、新たな地球温暖化対策計画が閣議決定され、2050年ネット・ゼロの実現や、我が国の温室効果ガス削減目標として「2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと。さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていく。また、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指す」こと等が位置付けられています。

④十日町市の動向

本市では、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下「温対法」という。）第 21 条第 1 項に基づき、平成 19 年に「第 1 期十日町市地球温暖化対策実行計画」を策定以来、温室効果ガスの削減に取り組んできましたが、この度、第 4 期計画の期間満了に伴う後継計画として、また「ゼロカーボンシティ※」（令和 2 年 6 月表明）実現のために市が率先して二酸化炭素排出実質ゼロに向けた取組を推進するため策定するものです。

2) 本計画の位置づけ

本計画は、温対法第 21 条第 1 項により地方公共団体に策定が義務付けられた「地方公共団体実行計画」であり、図 1 に示すとおり、本市の計画体系の中では十日町市環境基本計画の地球温暖化対策に係る下位計画と位置づけられます。

市域の温室効果ガス排出量を抑制するための「十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」や関連計画と整合を図ります。

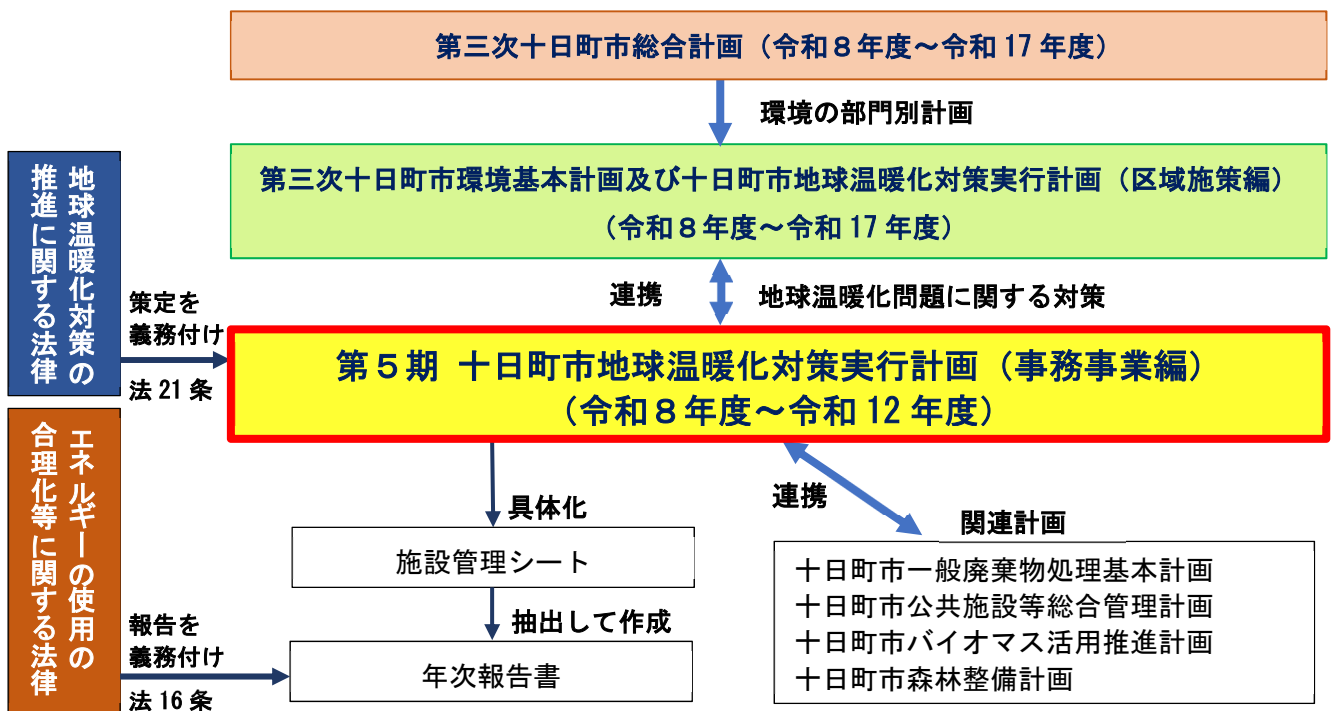


図 1 計画の体系

※IPCC：気候変動に関する政府間パネル（IPCC：Intergovernmental Panel on Climate Change）のこと。1988年に国連環境計画（UNEP）と世界気象機関（WMO）によって作られた政府間機構。
 ※ゼロカーボンシティ：「2050年までにCO2排出量実質ゼロ」を表明した自治体のこと。

3) 計画期間

本計画の計画期間は、関連計画である十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の中期目標年度を踏まえ、令和 8（2026）年度から令和 12（2030）年度までの 5 年間とします。

4) 基準年度

本計画の基準年度は、国の地球温暖化対策計画及び十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の基準年度と整合を図るため平成 25（2013）年度とします。

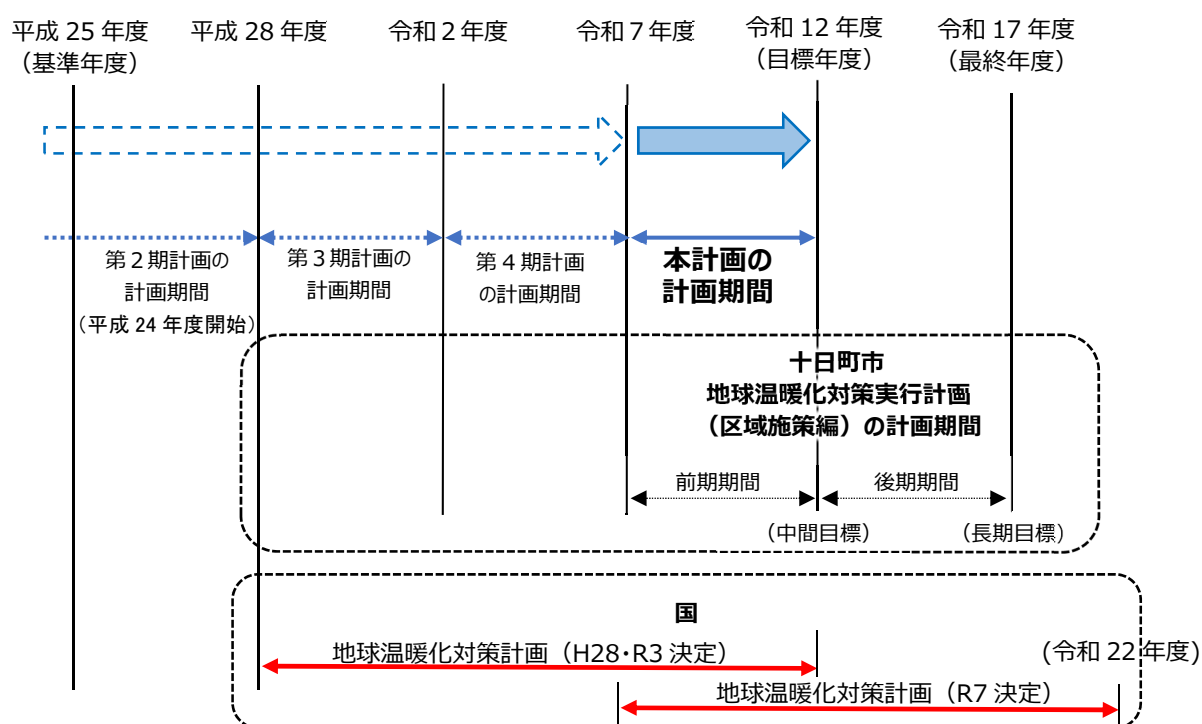


図 2 計画期間と基準年度

5) 対象とする温室効果ガス

温対法で示されている温室効果ガス7種類のうち、「地方公共団体実行計画(事務事業編)」が対象とするのは6種類であり、本計画において削減対象とする温室効果ガスは、表1に示す4種類とし、削減等の取組を推進します。

温室効果ガスの算定方法は、温対法施行令及び「地方公共団体実行計画(事務事業編)策定・実施マニュアル バージョン2.0(令和7年3月 環境省)」に準拠します。

表1 対象とする温室効果ガス

対象とする温室効果ガス		主な人為的な発生源
ガスの種類	地球温暖化係数	
二酸化炭素(CO ₂)	1	・化石燃料(ガソリン、灯油等)の使用 ・電気の使用(火力発電による) ・廃棄物の焼却 等
メタン(CH ₄)	28	・廃棄物の焼却、埋立 ・生活排水処理 ・自動車の走行 等
一酸化二窒素(N ₂ O)	265	・廃棄物の焼却 ・自動車の走行 等
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,300	・カーエアコンの使用、廃棄時 等

注) パーフルオロカーボン(PFC)、六フッ化硫黄(SF₆)は実態把握が困難であることから、算定対象外とします。

注) 地球温暖化係数は年度により変動することがあります。

6) 対象とする事務事業、組織及び施設の範囲

一部の事務組合は、本来、自ら実行計画(事務事業編)を策定する義務を有しますが、十日町地域広域事務組合(以下「広域事務組合」という。)については、施設規模が小さく温室効果ガス排出量が少ないため、広域事務組合が独自に計画を策定することは効率的ではないことから本計画を広域事務組合の実行計画(事務事業編)とします。

よって、本計画の対象範囲は、市及び広域事務組合が行う事務事業、市及び広域事務組合が所有(賃借する場合も含む)する全ての施設(公用車等の附属施設含む)です。

また、外郭団体が行う市の関連事務事業や、外部委託又は指定管理制度により管理運営する施設も対象とします。

第2章 基準年度「平成25(2013)年度」における温室効果ガスの排出状況

1) 温室効果ガスの年間排出量

本計画の基準年度である平成25(2013)年度における市及び広域事務組合の事務事業に伴う温室効果ガス排出量(二酸化炭素換算値)は、「24,976 t-CO₂/年」です。

2) 温室効果ガスの種類別の年間排出量

本計画で算定対象とした4種類の温室効果ガス別の総排出割合を表2・図3に示します。二酸化炭素が97.5%と大部分を占めています。

表2 ガスの種類別の温室効果ガスの排出量(平成25年度)

ガスの種類	地球温暖化係数	温室効果ガス排出量 t-CO ₂	割合
二酸化炭素(CO ₂)	1	24,360	97.5%
メタン(CH ₄)	25	138	0.6%
一酸化二窒素(N ₂ O)	298	475	1.9%
ハイドロフルオロカーボン(HFC)	1,430	3	0.0%
合計	-	24,976	100.0%

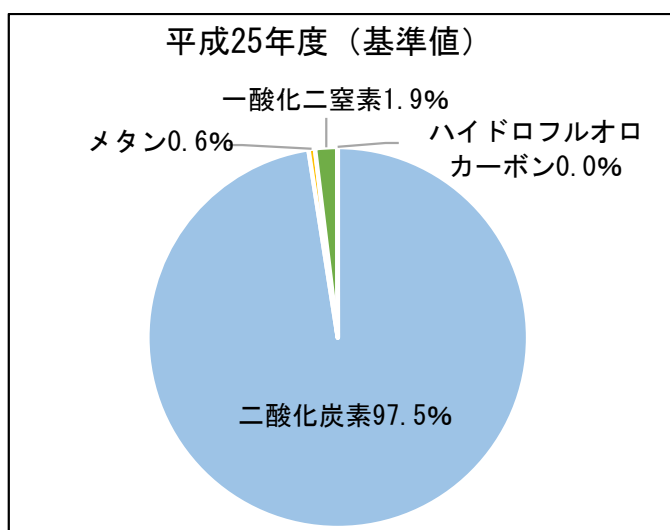


図3 ガスの種類別の温室効果ガスの排出量割合(平成25年度)

第3章 前計画における取組結果

1) 目標達成状況

前計画において、基準年度である平成25（2013）年度の温室効果ガス排出量から43%の削減を目標とし、取組んできました。

計画期間中の削減状況を見ると目標年度である令和7（2025）年度においては、32%の削減と推計され、目標達成は難しい状況です。

ア 前計画における温室効果ガス排出量削減計画

平成25年度基準値	削減目標	令和7年度目標値
24,976 t-CO ₂	43 %	14,236 t-CO ₂

イ 目標達成状況と総排出量の推移

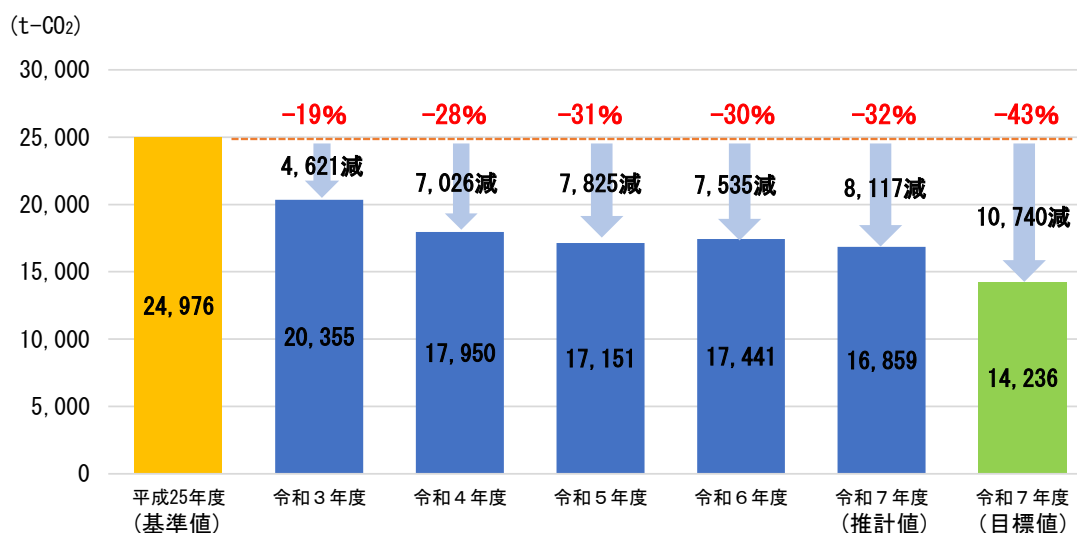


図4 温室効果ガス総排出量と基準値との比較

2) 温室効果ガス排出量の分析

① 温室効果ガスの種類別排出割合の比較

温室効果ガスの種類別排出割合について、「平成 25 (2013) 年度 (基準値)」と「令和 7 (2025) 年度 (推計値)」を比較すると、どちらも排出割合は同程度であり、引き続き二酸化炭素が約 97% と大半を占めています。

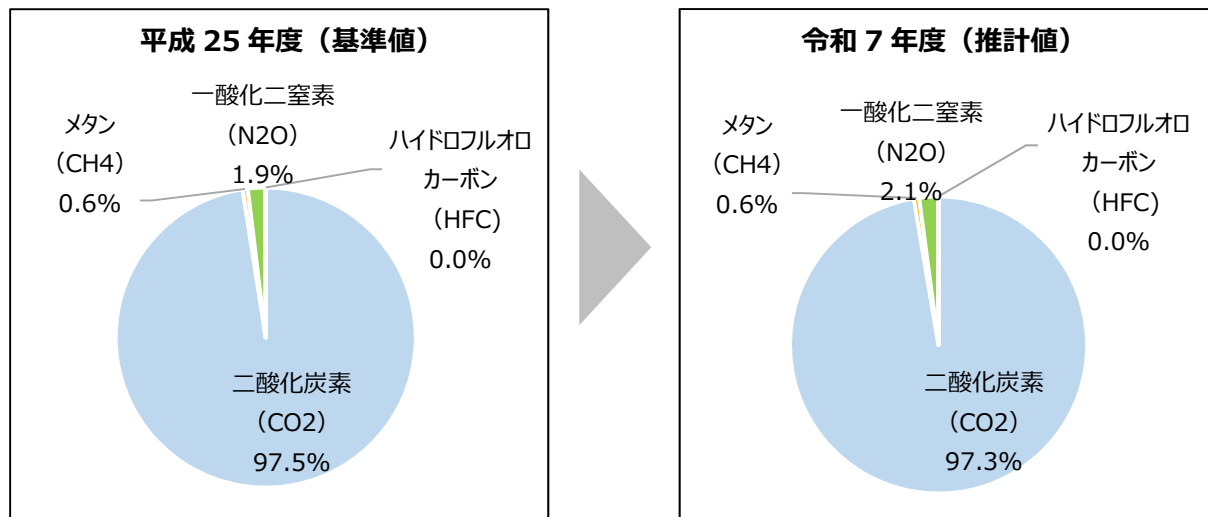


図 5 温室効果ガスの種類別排出割合の比較 (平成 25 年度・令和 7 年度)

② 排出源別温室効果ガス排出量の比較

令和 7 (2025) 年度 (推計値) における温室効果ガス排出源別の割合について見ると、電気が 60.0% を占め、次いで一般廃棄物の焼却が 17.2%、灯油が約 14.5% となっており、この 3 区分で全体の約 92% を占めています。

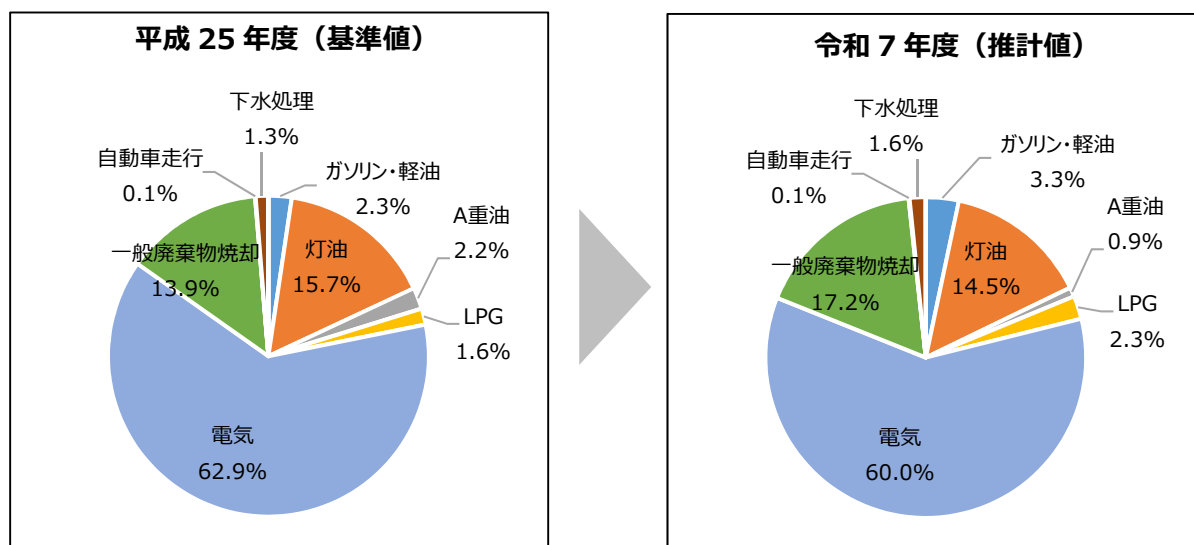


図 6 温室効果ガスの排出源別の排出割合 (平成 25 年度・令和 7 年度)

③排出源別温室効果ガス排出量の削減状況

前計画における排出源別の温室効果ガス排出量の削減目標に対して、

ア 「燃料の使用」については、A重油で70.7%（削減目標17.3%）の削減となり、目標を大幅に達成しました。一方で、灯油で37.6%（削減目標54.9%）、ガソリン・軽油で4.3%（削減目標30.8%）、液化石油ガス（LPG）で3.7%（削減目標8.0%）の削減にとどまり、これらについては目標未達成となりました。

イ 「電気の使用」については、35.5%の削減目標に対し、35.7%の削減となっており、目標を達成しています。電力自由化に伴い、排出係数の小さい「新電力」の活用や、省エネの取り組みが温室効果ガスの排出量減少に寄与していると思われます。

ウ 「一般廃棄物の焼却」については、活動量は27.0%削減され、温室効果ガス排出量についても16.3%の削減となりました。これにより、削減目標である13.4%を達成しています。

エ 「自動車の走行」については、活動量において9.2%の削減となりました。温室効果ガス排出量についても5.9%の削減となり、削減目標の0.5%を達成しています。

オ 「下水処理」については、削減目標に対し、下水処理で13.5%削減（削減目標13.1%）、し尿処理で24.8%削減（削減目標16.4%）となり、ともに目標を達成しました。

カ 「カーエアコンの使用」については、排出量の削減率は0.0%となり、削減目標（2.0%）には届きませんでした。

表3 排出源別温室効果ガス排出量の削減状況

活動区分	単位	活動量					温室効果ガス削減量(t-CO2)					
		H25 (基準値)	R7 (推計値)	削減量	削減率	目標 削減率	H25 (基準値)	R7 (推計値)	削減量	削減率	目標 削減率	
燃料	ガソリン・軽油	L	240,848	233,148	7,700	3.2%	28.9%	585	560	25	4.3%	30.8%
	灯油	L	1,575,294	982,443	592,851	37.6%	54.9%	3,922	2,446	1,476	37.6%	54.9%
	A重油	L	198,859	58,500	46,178	23.2%	16.5%	539	158	381	70.7%	17.3%
	液化石油ガス (LPG)	kg	136,288	131,538	124,431	91.3%	8.0%	409	394	15	3.7%	8.0%
電気		kWh	26,644,171	22,893,352	3,750,819	14.1%	19.2%	15,720	10,110	5,610	35.7%	35.5%
一般廃棄物焼却		t	15,609	11,388	4,221	27.0%	17.2%	3,465	2,902	563	16.3%	13.4%
自動車走行		km	2,071,697	1,880,983	190,714	9.2%	7.6%	17	16	1	5.9%	0.5%
下水処理	下水処理	m3	4,282,320	3,859,640	422,680	9.9%	13.1%	298	258	40	13.5%	13.1%
	し尿処理	m3	13,809	10,164	3,645	26.4%	16.4%	17	13	4	24.8%	16.4%
カーエアコンの使用		台	204	206	-2	-1.0%	2.0%	3	3	0	0.0%	2.0%
合計			—					24,975	16,859	8,116	32.5%	43.0%

④施設区分別温室効果ガス排出量

令和7（2025）年度（推計値）における温室効果ガスの施設区分別の割合について見ると、「行政その他施設」が約53%と最も多くなっています。次いで「指定管理施設」が約24%、「教育その他施設」が約7%となっており、この3区分で全体排出量の約84%を占めています。「行政その他施設」は、温室効果ガス排出量の多い「エコクリーンセンター」が含まれていることが影響しています。

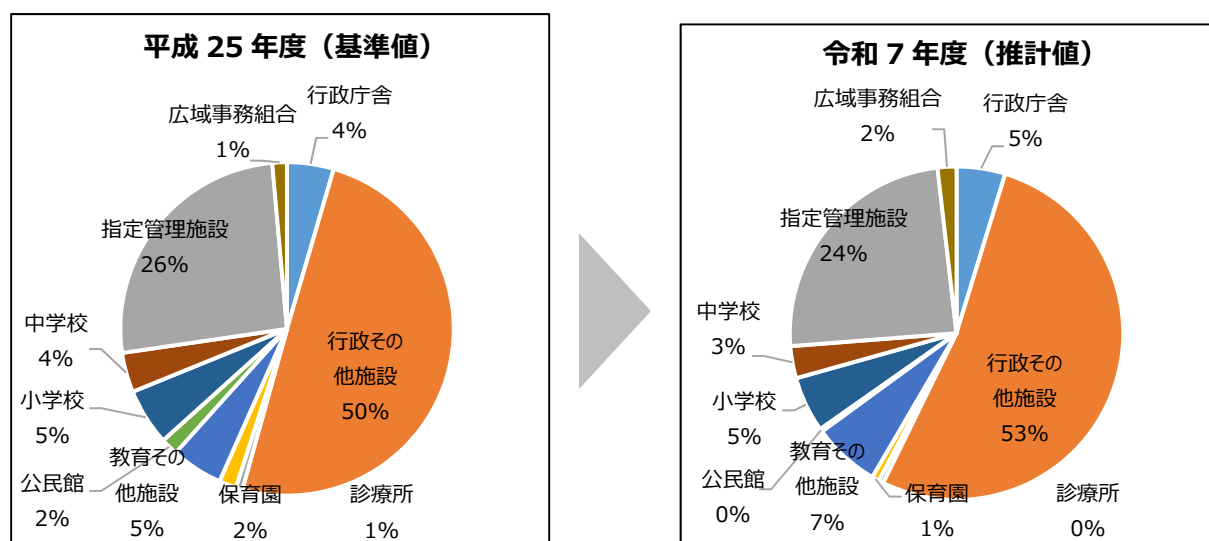


図7 温室効果ガスの施設区分別の排出割合（平成25年度・令和7年度）

第4章 本計画の削減目標

1) 温室効果ガス排出量の削減目標

本計画における温室効果ガス削減目標は以下のとおりとします。

本計画の目標年度である令和12(2030)年度の目標値は、「政府実行計画」に基づき、基準年度である平成25(2013)年度比で50%以上(12,488 t-CO₂)、令和17(2035)年度で65%以上の削減を図ることを目指します。

令和12(2030)年度における温室効果ガス排出量を平成25年度比 **50%以上削減** することを目指します。
また、令和17(2035)年度では、平成25年度比 **65%以上** の削減を目指す。

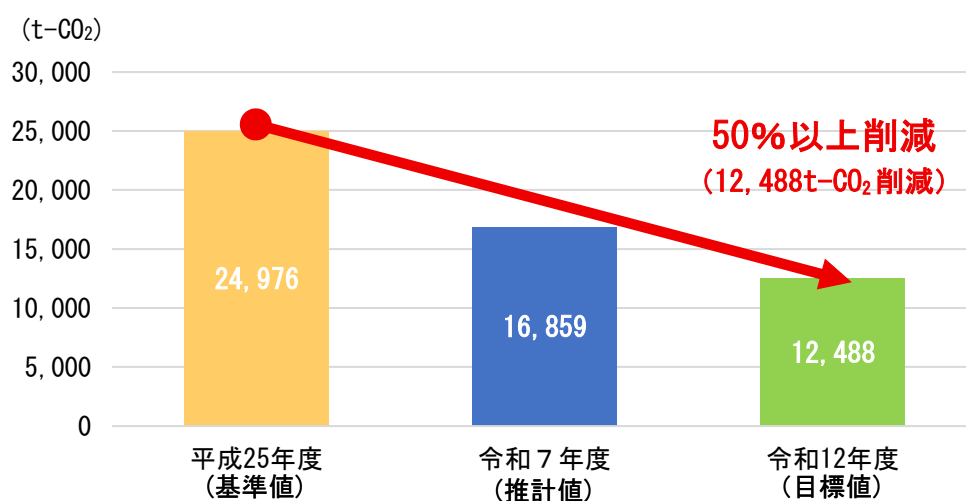


図8 本計画における基準値と目標値

2) 区分別温室効果ガス排出量の削減目標

活動区分は、前計画と同様に、以下の区分とします。

①「施設の運営及び使用に伴うエネルギー使用」

…「電気の使用」、「灯油」、「A重油」、「液化石油ガス（LPG）」

②「廃棄物処理に伴うエネルギー使用」

…「一般廃棄物焼却」、「下水処理」、「し尿処理」

③「公用車の使用に伴うエネルギー使用」

…「ガソリン・軽油」、「自動車の走行」、「カーエアコンの使用」

区分別の削減目標は表4のとおりです。現状趨勢ケース（今後新たな対策を講じない場合）での目標年度における推計値はおおむね減少傾向にあります。次章に示す具体的な取組を実践することで、削減目標達成を目指します。

表4 区分別の温室効果ガス削減目標

区分		温室効果ガス削減量 (t-CO ₂)				備考
		H25 (基準値)	R12 (推計値)	削減量	削減目標	
①施設の運営及び 使用に伴うエネルギー使用	電気の使用	15,720	9,588	6,132	39.0%	
	電気契約を水力発電由来の再生可能 エネルギー100%による削減量	—	—	4,200	—	
	灯油	3,922	2,052	1,870	47.7%	
	A重油	539	158	381	70.7%	
	液化石油ガス（LPG）	409	394	15	3.7%	
②廃棄物処理に伴う エネルギー使用	一般廃棄物焼却	3,465	2,478	987	28.5%	
	下水処理	298	249	49	16.4%	
	し尿処理	17	11	6	35.8%	
③公用車の使用に伴う エネルギー使用	ガソリン・軽油	585	560	25	4.3%	
	自動車走行	17	16	1	5.9%	
	カーエアコンの使用	3	3	0	0%	
合計		24,976	15,509	13,666	54.7%	

注) 「②廃棄物処理に伴うエネルギー使用」における温室効果ガス排出量の削減については、十日町市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）と整合を図りながら取組めます。

第5章 目標達成に向けた取組

1) 具体的な取組

削減目標達成に向け、「政府実行計画」に即した、「省エネルギー対策」や「再生可能エネルギーの導入」などの取組みが求められています。また、市は、温室効果ガス排出量削減に向けた取組みを推進していきます。

①省エネルギー化に向けた取組

- ア O A機器等の新規購入や買い換えの際は、省エネ性能の高い機器を選定します。
- イ 既存公共施設において、順次、LED照明へ切り替えを行います。
- ウ 既存公共施設の設備機器更新の際は、省エネ性能の高い機器を選定します。
- エ 公用車の買い換えの際は、使用用途等を踏まえ、エコカー（電気自動車、プラグインハイブリット車等）の導入を推進します。

②再生可能エネルギー導入・地産地消に向けた取組

- ア JR 東日本信濃川発電所の水力発電により生み出された、再生可能エネルギー100%の電力を公共施設に導入するとともに、他の再エネ電力の導入について検討し、地産地消を推進します。
- イ これまで公共施設に導入してきた太陽光発電設備等の維持管理を徹底し、安定した再生可能エネルギーを生み出します。
- ウ 小水力発電をはじめ、新技術を用いた再生可能エネルギーの導入について研究、検討を進めます。

③廃棄物の削減・再資源化等に向けた取組

- ア 3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進するとともに、用紙類やビン、缶、ペットボトル等を資源毎に分別を徹底して、焼却量削減に努めます。
- イ 水道水を節水することにより、浄水場や下水処理場のエネルギー使用の削減に努めます。
- ウ 市は、物品を購入する際は、「十日町市グリーン調達方針」に基づいて、環境負荷の少ない物品購入に努めます。

2) 職員の取組

令和3(2021)年4月1日施行の「十日町市事務事業環境配慮指針」(十日町市訓令第6号)により、職員が環境に配慮した事業を執行する際の基本的事項を示し、これを実践するための必要な事項を定めます。職員は、これらに配慮して日常業務に従事するほか、市民、事業者とともに環境に配慮した行動に取り組むものとします。

①省エネルギー対策 [電気] に関すること

- ・照明点灯時間の短縮を図り、最小限の点灯に努めます。
- ・窓口等の市民利用スペースを除き、昼休み時間の不要な照明の消灯を徹底します。
- ・冷暖房の温度設定は、適温設定に努め、来庁者が不快と感じない範囲で運転を抑制します。

②省エネルギー対策 [燃料・水道] に関すること

- ・急発進、急加速、空ぶかしを行わない等、エコドライブに努めます。
- ・県庁への出張や庁舎間の移動は相乗りに努めます。
- ・節水を推進し、水道水にかかるエネルギーの消費の抑制に努めます。

③省資源・リサイクル、職員の意識及び行動全般に関すること

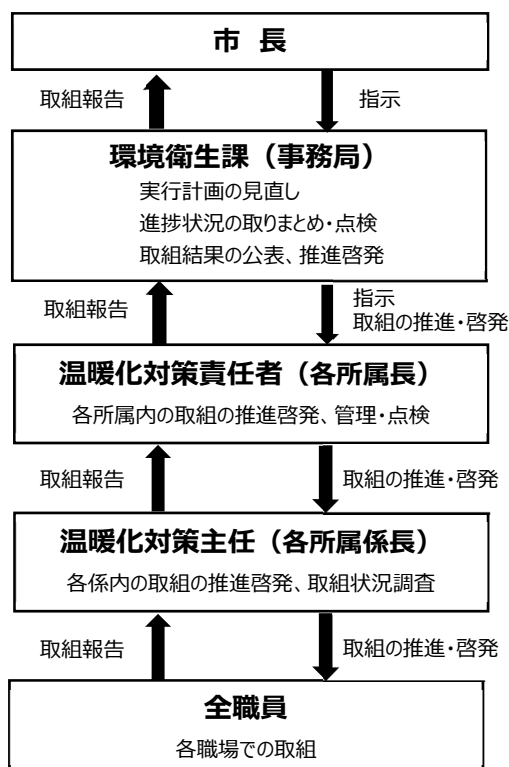
- ・発生抑制 (Reduce)、再利用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の3Rによる、ごみの分別の徹底や再資源化、ごみの減量化に努めます。
- ・市や地域が主催する環境活動に積極的に参加します。

第6章 計画の推進

1) 計画の推進体制

市の環境政策にかかわる事務事業の有効かつ効率的な推進を図る観点から、以下のような体制とします。

■ 推進体制図



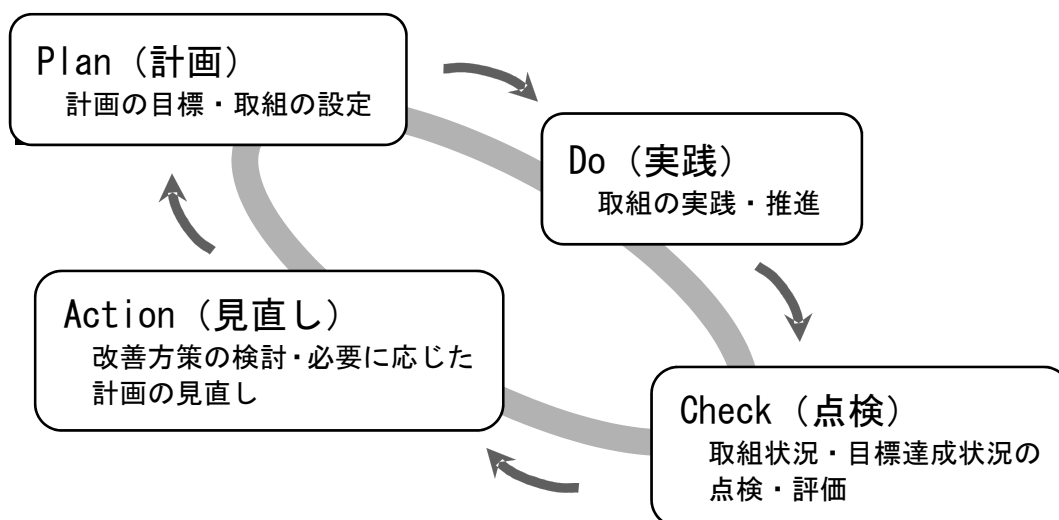
■ 推進体制と役割

推進体制	本計画における役割
環境衛生課 (事務局)	実行計画の取組内容、取組方法等の見直しや、円滑な推進を図り、職員に対する情報提供等を行います。 また、各課等の実施状況（各組織・施設の燃料等使用実績）の取りまとめ、温室効果ガスの排出量の推計・分析を行い、公表等を行います。
温暖化対策責任者 (各所属長)	各所属の課長又はそれに準じる者は、各課等の実施状況の管理・点検を行い、取組の監督や推進・啓発を行います。
温暖化対策主任 (各所属係長)	各所属の各係長は、管理する施設の燃料等使用実績を報告し、取組の指導や推進・啓発を行います。
全職員	実行計画の内容を十分に理解し、取り組みます。

2) 計画の進行管理

本計画を推進するには、各職場において、職員一人ひとりの取組が必要となります。また、取組の実効性を確保するため、進行管理は重要な位置づけにあります。

このことを踏まえ、環境マネジメントシステムの基本的なサイクル「計画 ⇒ 実践 ⇒ 点検 ⇒ 見直し（PDCAサイクル）」を運用した進行管理を行います。



■ 取組状況と排出量の実態把握

目標達成に向けて、温室効果ガス排出量を着実に削減するためには、排出量の増減要因や取組状況について毎年正確に把握し、分析したうえで、対応策を検討する必要があります。そのため、対象施設の電気や灯油等の使用量を把握します。

環境衛生課（事務局）は、市の事務事業に係る全体の排出量の推計、取り組み状況の集計及び分析を行います。

■ 取組等の見直し

環境衛生課（事務局）は、排出量の推計、取組状況の集計等の結果を踏まえ、必要に応じて、取組内容、取組方法等の改善、重点化、追加等の見直しを行います。

■ 取組結果の公表

毎年把握する排出量推計及び分析の結果、取組状況の集計及び分析の結果、計画の見直しについては、市ホームページ等で公表します。

資料編

1) 関連法規・マニュアル

- ・地球温暖化対策の推進に関する法律
- ・エネルギーの使用の合理化等に関する法律
- ・環境省：地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル【Ver2.0】
(令和7年3月)

2) 第1・2・3・4期計画概要

ア) 第1期十日町市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

- 計画期間・・・平成19年度から平成23年度の5年間
- 基準値・・・5,188t-CO₂（平成18年度）
- 削減目標・・・基準値の6%削減
- 実績値・・・4,577t-CO₂（平成23年度）
- 削減率・・・11.8%削減

イ) 第2期十日町市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

- 計画期間・・・平成24年度から平成27年度の4年間※
※) 上位計画（総合計画及び環境基本計画）の計画期間と整合させるため
- 基準値・・・4,185t-CO₂（平成23年度）※
※) 第1期計画の実績値を、計画策定時点での新排出係数で再計算しているため
- 削減目標・・・基準値の4%削減
- 実績値・・・3,525t-CO₂（平成27年度）
- 削減率・・・15.8%削減

ウ) 第3期十日町市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の概要

- 計画期間・・・平成28年度から令和2年度の5年間
- 基準値・・・24,976t-CO₂（平成25年度）※
※) 指定管理施設等を対象に含めたため
- 削減目標・・・基準値の12%削減
- 実績値・・・19,631t-CO₂（令和元年度）
- 削減率・・・21.4%削減

工) 第4期十日町市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)の概要

- 計画期間・・・令和3年度から令和7年度の5年間
- 基準値・・・24,976t-CO₂(平成25年度)※
※)指定管理施設等を対象に含めたため
- 削減目標・・・基準値の43%削減
- 実績値・・・17,441t-CO₂(令和6年度)
- 削減率・・・30.2%削減

3)十日町市事務事業環境配慮指針

十日町市事務事業環境配慮指針

(趣旨)

第1条 この訓令は、市の地球温暖化防止・資源循環に係る職員及び会計年度任用職員(以下「職員」という。)に対して、環境に配慮した事業を執行する際の基本事項を示し、職員がこれを実践するために必要な事項を定めるものとする。

(環境配慮事項)

第2条 職員は、別表に定める事項に配慮して日常業務に従事するほか、市民、事業者とともに環境に配慮した行動をするものとする。

(研修等)

第3条 職員は、環境負荷の低減に資する配慮行動を推進するための研修に積極的に参加するものとする。

(委任)

第4条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第2条関係)

環境配慮事項	
区分	詳細
1 省エネルギー対策 [電気]に関すること	(1) 照明点灯時間の短縮を図り、最小限の点灯に努める。
	(2) 窓口等の市民利用スペースを除き、昼休み時間の不要な照明の消灯を徹底する。
	(3) 水曜日のノー残業デーや金曜日の節電定時退庁日の遵守徹底を図るとともに、業務の効率化等により定時退庁の実施に努める。
	(4) 会議室、更衣室、トイレ等については、使用後の消灯を徹底する。
	(5) 時間外業務は、使用していないスペースの消灯を徹底する。
	(6) 冷暖房の設定温度は、適温設定に努め、来庁者が不快と感じない範囲で運転を抑制する。
	(7) 原則として、時間外の冷暖房機器は停止する。 やむを得ず時間外勤務で冷暖房が必要な場合は、各施設の管理者に事前に了承を得ることとする。

	(8) 冷暖房の使用抑制のため、室内でも過ごしやすい服装で勤務する「クールビズ」「ウォームビズ」の実施に努める。
	(9) 会議室等の冷暖房は、使用後には運転を停止する。
	(10) ブラインドやカーテン等の利用により適切な遮光・断熱を行い、冷暖房機器の使用抑制を図る。
	(11) パソコン・プリンター等、使用しない時間はこまめに電源オフを実施する。
	(12) スリープモード・スタンバイモード等の省電力機能がある機器については、積極的に機能を活用する。
	(13) 荷物の運搬等、やむを得ない場合を除き、エレベーターの利用を控え、できるだけ階段の利用に努める。
	(14) エネルギーを使用する機器を新規に導入もしくは更新する際は、省エネルギータイプの機器を選択する。
	(15) 待機電力を削減するため、電気機器を使用しない時は、原則としてコンセントからプラグを抜く。
2 省エネルギー対策 [燃料、水道]に関する こと	(1) 運転前点検、日常の整備点検等、公用車の定期的な車両点検を実施する(タイヤの空気圧、黒煙排出の点検等)。
	(2) 公用車の使用に際しては、余分な荷物を積まないように努める。
	(3) 低燃費車両を優先的に利用する。
	(4) 駐停車の際には、アイドリングストップに努める。
	(5) 急発進、急加速、空ぶかしを行わない等、エコドライブに努める。
	(6) 県庁への出張や庁舎間の移動は相乗りを努める。
	(7) 勤務地から距離の短い移動は、業務に支障のない限り、徒歩や自転車を利用する。
	(8) 公用車の燃料使用量の把握、管理に努める。
	(9) 各施設における暖房機器の運転時において、適切な管理に努める。

	(10) 給湯器等の使用回数を抑え、また効率的な使用に努める。
	(11) ガスコンロやガス湯沸し器を更新する際は、IHや電気湯沸し器等を検討する。
	(12) 節水を推進し、水道水にかかるエネルギーの消費の抑制に努める。
	(13) トイレや洗面所での必要のない水の使用を抑制する。また、職員以外の来庁者が利用する施設では、張り紙等で節水を呼びかける。
	(14) 湯飲み等を洗淨する際は、水を流し放しにしないようにし、洗剤は適切な量を使用したため洗い、ためすすぎ等に努める。
	(15) 公用車等を洗車する時は、ホースの水を流し放しにせず、バケツにためた水で洗うように努める。
	(16) 植栽等の散水は、天候等を考慮し、必要量だけ散水するように努める。
3 省資源・リサイクル、職員の意識及び行動全般に関すること	(1) コピー用紙の使用量の削減を図るため、両面コピー印刷の実行や、裏面コピー利用の徹底を図る。
	(2) ミスコピー防止のため、印刷後はリセットボタンを押す。
	(3) 発生抑制 (Reduce)、再使用 (Reuse)、再生利用 (Recycle) の3Rによる、ごみの分別の徹底や再資源化、ごみの減量化に努める。
	(4) 市役所内の文書交換には使用済み封筒を再利用し、ファイルやフォルダー等も再利用に努める。
	(5) 市が実施するイベント等においては、可能なかぎり廃棄物の発生抑制に努める。
	(6) 「十日町市グリーン調達方針」に定める判断基準並びに購入目標に基づき、環境に配慮した物品の調達に努める。
	(7) 私生活においても脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え(省エネ家電、LED照明、ペレットストーブ、次世代自動車の購入等)に努める。
	(8) 徒歩による移動やマイバッグ持参、家庭における節電節水等、地球温暖化対策に資する行動を率先して行う。
	(9) 市や地域が主催する環境活動に積極的に参加する。

4)十日町市グリーン調達方針

十日町市グリーン調達方針

1. 趣旨

この方針は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）及び「十日町市地球温暖化対策実行計画」に基づき、本市における環境への負荷の低減に資する物品及び役務（以下「環境物品等」という。）の優先的な購入及び賃借（以下「調達」という。）に関する基本的事項を定めたものである。

2. 基本原則

調達に当たっては、できる限り広範な物品等について、環境への負荷の低減が可能かどうかを考慮するものとする。

また、調達総量をできるだけ抑制することも環境への負荷の低減につながることから、調達の必要性や調達量について十分な検討を行うとともに、長期使用や適正使用にも努めるものとする。

3. 具体的な考慮事項

環境への負荷の低減に関する考慮は、以下に掲げる観点に基づき行うものとする。

- ① 環境や人の健康に影響を与えるような物質の使用や排出が削減されていること。
- ② 資源やエネルギーの消費が少ないこと。
- ③ 再生可能な天然資源は持続可能に利用していること。
- ④ 長期間の使用ができること。
- ⑤ 再使用が可能であること。
- ⑥ リサイクルが可能であること。
- ⑦ 再生材料や再使用部品を用いていること。
- ⑧ 廃棄されるときに適正な処理・処分が容易なこと。

4. 適用範囲

本方針の適用範囲は、本市のすべての所属・機関が行う物品等の調達とする。

5. 特定調達品目等

特定調達品目（重点的に調達を推進すべき物品等の種類）及びその判断の基準、調達目標については、別途定める。

6. 調達の際の留意点

- ① 調達総量の抑制に努めるとともに、環境物品等の調達（以下「グリーン調達」という。）の推進を理由として調達総量が増加することのないよう配慮すること。
- ② 特定調達品目に指定されている品目を調達するときは、入札条件に明示するなどの方法により、原則として判断基準を満たす品目の中から調達するものとする。

ただし、経費が著しく割高となる場合や、環境物品等の調達が困難な場合は、この限りではない。

- ③ 特定調達品目以外の品目を調達する際にも、できるだけ環境への負荷が少ないと判断されるものを選定するものとする。

7. 推進体制

グリーン調達の推進は、十日町市地球温暖化対策実行計画を推進するための組織により行うものとする。

8. 施行期日

この方針は、平成19年4月1日から施行する